

1 公共施設等総合管理計画の目的

我が国では、厳しい財政状況が続く中で、今後も、人口減少等により歳入の減少が予想されています。地方公共団体では、早急に公共施設等の需要の変化や管理状況を把握し、長期的な視点をもって、計画的な維持管理を行うことにより、財政負担を軽減・平準化することが必要となっています。

本町においても、長期的展望において人口は減少し、これに伴い歳入の減少が予測されています。また、これまで整備してきた公共施設等（道路、橋梁、上下水道等「インフラ」資産および庁舎、図書館、校舎等「ハコモノ」資産、その他）が時間の経過とともに徐々に老朽化しており、その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等に要する費用は大きくなることが予想されています。

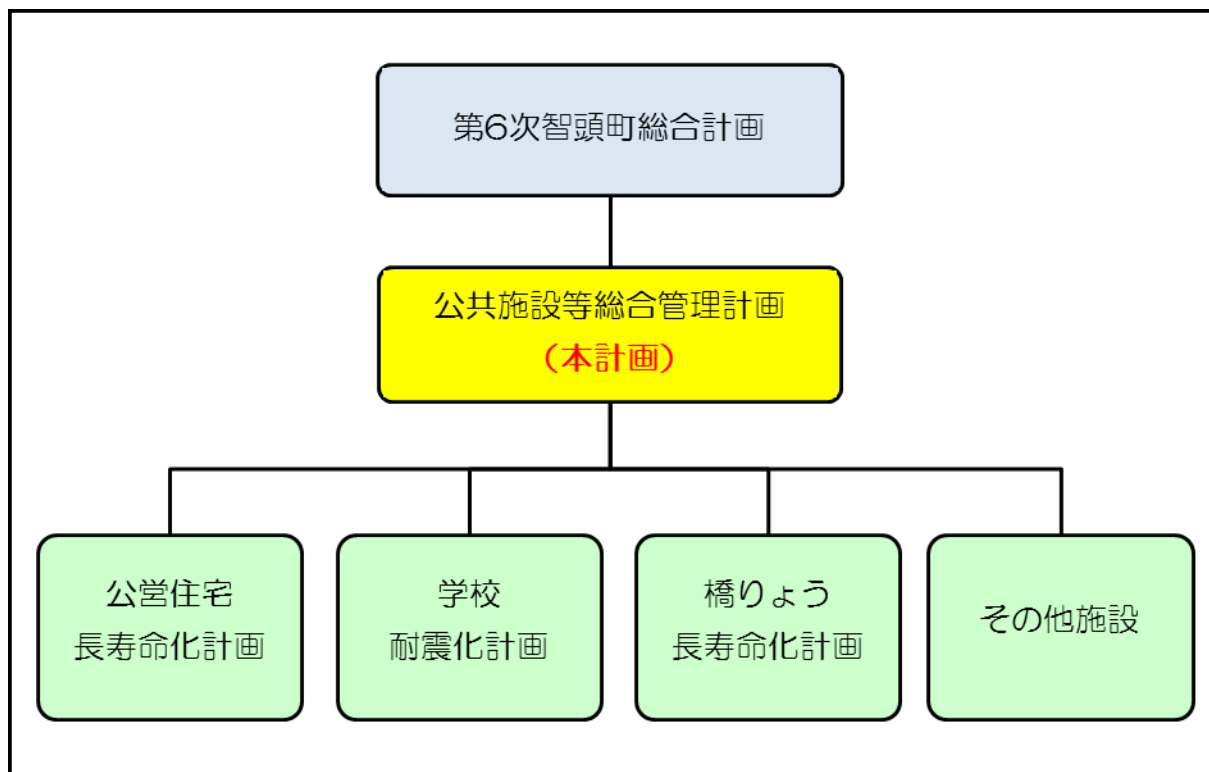
このような背景を踏まえ、本町では、公共施設等の計画的な維持管理および公共施設等の更新にかかる財政負担の軽減・平準化を目的として、「公共施設等総合管理計画」を作成しました。

本計画書は、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（総財務第75号平成26年4月22日）で示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に準拠し、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を参考として策定しています。

2 公共施設等総合管理計画の位置付け

本計画は、本町の上位計画である「第6次智頭町総合計画」を下支えする計画であり、各政策分野の中で公共施設面の取組みに対して横断的な指針を提示するものである。また、平成20年3月に策定した「智頭町耐震改修促進計画」、平成21年3月に策定した「智頭町道路橋長寿命化修繕計画」、これから作成すべき「公営住宅長寿命化計画」などの個別の公共施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を計っていくこととする。

また、「智頭町環境基本計画」の理念（美しい源流の環境を守り育てていこう、住民による身近な環境保全から進めよう、環境文化産業を育て地域を活性化しよう）や鳥取県の都市づくりの基本理念に基づいた「東部広域都市圏域」における本町の発展方向と広域的な位置づけ（高速交通網の連絡拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすとともに、自然公園等を活用した健康休養基地、付加価値の高い林産物の供給基地としての機能をもつ。）にも留意して公共施設やインフラ資産の整備を図ることが重要となってきます。



3 公共施設等総合管理計画の計画期間

本計画期間は、「第6次智頭町総合計画」との整合性を計る必要があることから、当該総合計画の基本構想、基本計画をふまえて、「10年間」とします。

計画事業については、社会情勢の変化や財政事情などを勘案しながら適宜検討を加えて策定していきます。

本計画のローリング（施策・事業について、現実と長期計画のズレを埋めるために、転がすように見直しや修正等を定期的に行っていく方法をいう。）については、3年毎に見直しを行うことを基本とするとともに、歳入・歳出額の変動や扶助費等の増大、更新費用試算条件の変更などの場合に、適宜見直しを行うこととします。

イメージは、以下の通りです。

